(四)　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの	(一)　第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	四八	六七
			その他の周波数の電波を送信する場合	四八	五八
		(二)　第四十九条の六の四に定める符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
			その他の周波数の電波を送信する場合	八七	四七
		(三)　第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	四八	五八
			その他の周波数の電波を送信する場合	四八	四七
		(四)　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
			その他の周波数の電波を送信する場合	八七	四七

第十四条の表十四の項を次のように改める。

十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	次に掲げる送信設備	(一)　第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七
		(二)　第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）	四七

第二十四条第三項の表中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同表陸上移動中継局の項無線局の種別の欄中「陸上移動中継局」の下に「（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）」を加え、同条第四項中「八一五MHzを超え八四五MHz以下」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

(三)　第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための携帯無線通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備	八七	六二
(四)　第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備			
(五)　第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備			
(六)　第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備			
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）			

無線局の種別	受信装置の区分	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七六三MHz以上八一三MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二、七五〇MHz以下（一、〇一〇MHz以上一、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　一二、〇一〇MHz以上一二、五二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値